

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金について

会員事業所の皆様には、商工会の諸活動等に対しご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、積極的な販路開拓等に取り組む中小企業を支援する目的で「新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金」として必要経費の一部を助成する取り組みを県下商工会で行います。

次の事項に該当され、既に取り組みを実施された方、または今後検討される方は、経営指導員等にご相談ください。

1. 対象事業者

商工会の会員事業所で、中小企業基本法に定められた中小企業(法人・個人)

2. 助成対象内容

(1) 展示会出展費

国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展、参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬出入経費、その他出展に対する直接経費 ※人件費は対象外とします。※

(2) 広告宣伝費

新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載又は折込み、販促パンフレット・ポスター・チラシ・折込・ポスティング費、その他商工会長が認める販路開拓に係る広告宣伝費

※慣例的・形式的な年賀はがき・暑中見舞い印刷代・はがき代、名刺代等の単なる印刷代等は対象外とします。

3. 助成対象期間

令和4年4月1日～令和5年2月28日

※ただし、予算額に達し次第受付終了とします。助成対象期間内での事業完了が前提です。※

4. 助成金額

上限5万円 《補助対象経費の10分の10(千円未満切捨)》

※実際に支払い完了した経費(税抜き)の範囲内で助成します。

※助成金の交付は、同一の事業者につき、年度内1回限りです。

5. 申請方法、受付期間

助成を希望される方は、助成金交付申請書(様式1)に下記(1)～(4)を添えて商工会に郵送または持参にて提出してください。

(1)販路開拓(展示会出展・広告宣伝)費用明細が記載された請求書等

(2)支出を証明できる書類

(3)展示会内容の写真、チラシ、パンフレット、情報誌等販路開拓の実績が確認できるもの

(4)新型コロナウイルス感染症対策販路開拓支援助成金申請時チェックリスト

【受付期間】令和4年9月1日から、令和5年1月31日まで。ただし、予算額に達し次第受付終了とします。

6. 採択方法等

- ①.応募申込書等による審査会にて書類審査等を実施後、長浜市商工会長が採択の可否を決定します。
- ②.採択者には商工会より決定通知を送付後、速やかに指定金融機関の口座へ送金します。

7. 助成の取り消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求める。

- ①.提出書類に虚偽の記載があったとき
- ②.助成金交付の条件に違反したとき
- ③.助成事業の実施について不正行為があったとき
- ④.法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

8. その他応募に係る注意事項

- ①.応募された書類等は返却しない。応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担とします。なお、本助成事業は、予算額の枠内で実施する事業であるため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではありません。
- ②.同一の事業内容で、助成対象期間内に
「小規模事業者持続化補助金」など「行政・商工会からの補助金・助成金等」を受けている場合は、助成の対象外とします。

9. お問い合わせ

長浜市商工会 経営支援第1課と経営支援第2課にご連絡ください。 ☎ 78-2121

※中小企業は次の表に該当する事業所です。※

| 業種 | 資本金の額 | 常時使用する従業員 |
|--------|----------|-----------|
| 製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5000万円以下 | 50人以下 |